平成２４年（フ）第６３４１号
大阪市旭区生江１丁目１番14号　旭文化６号室
債務者　鈴木　正昭
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６９９号
大阪府八尾市山本高安町２丁目13番45―113号、前住所大阪府八尾市東太子２丁目１番10―230号
債務者　吉田　光男
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５号
大阪府八尾市恩智南町１丁目151番地
債務者　半田　勝久
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２２号
大阪市生野区新今里３丁目８番17―505号
債務者　中元　円香
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０２号
大阪府摂津市鳥飼野々３―10―12、住民票上の住所大阪府茨木市真砂３丁目10番23号　メゾンライトコア105号
債務者　伊藤　智弘（旧姓寺岡）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３４号
大阪市東淀川区大桐５丁目１番５号　アイプラス１―301号、前住所大阪市旭区中宮４丁目13番28号
債務者　河添　義高
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６５号
大阪市東住吉区駒川１丁目９番７号　メゾンド・アミ202号、事業所所在地大阪市住吉区長居３丁目３番４号
債務者　アイルカイロプラクティックこと　坂本　達哉
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５５号
大阪市旭区赤川３丁目３番23号　リバティー旭203号
債務者　杉山　文彦
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１０号
大阪府東大阪市稲田本町３丁目28番16号
債務者　楠橋　隆行
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２５号
大阪市淀川区三国本町１丁目５番36―308号、前住所大阪府豊中市大黒町２丁目21番７号
債務者　間宮　　薫
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０５２号
大阪市淀川区十三元今里１丁目７番22―702号
債務者　広瀬商店こと　廣瀬　幸雄
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２７６号
大阪市浪速区桜川２丁目７番21号　ヴィラージュ村上205号
債務者　西尾　伸久
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４８５号
大阪市生野区巽北１丁目22番１号　レオパレススリーアローズ111
債務者　北野つかさ
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５６７号
大阪府吹田市内本町１丁目22番25号
債務者　矢野　裕彦
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６７９号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―1408号
債務者　山本　敏夫
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９０号
大阪府交野市神宮寺１丁目30番11号
債務者　東　　詔子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３号
青森県八戸市大字糠塚字蟹沢18番地　マルヨ荘２―２
債務者　神山　照男
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係